

総合窓口	地盤推進室
Tel	03-5405-9650
Mail	jiban@house-gmen.com

カテゴリ	Q	A
保証の概要	地盤保証は誰が保証するのか教えてください。	地盤保証制度は、一般社団法人住宅技術協議会で運営している制度で、地盤に起因する不同沈下等の事故が起きた場合に協議会の登録地盤会社が協議会と連名で保証します。ハウスジーメンでは、地盤保証制度の取次サービスを行っています。
	住宅技術協議会とはどのような組織か教えてください。	一般社団法人 住宅技術協議会は2008年の設立より「地盤保証」を提供しているハウスジーメンの関連会社です。 住宅技術協議会のホームページはこちら
	地盤保証書に保証者として記載されている登録地盤会社が倒産した場合に保証はどうか教えてください。	住宅技術協議会と登録地盤会社が連名で保証主体となるので、万が一登録地盤会社が倒産しても保証は有効です。 また、本地盤保証制度は、保証期間を一括でカバーする賠償責任保険を付保しています。
	住宅技術協議会の地盤保証のメリットはなにか教えてください。	地盤調査データに対して客観的かつ適正な判断を行うための専門的知識を持った第三者として住宅技術協議会が解析を行い、考察と判定の照査を行う保証制度を当社が取次機関として提供するため、事故が起きた際に住宅瑕疵保険と一体で対応が可能です。
	地盤保証制度の保証期間はいつから、何年間か教えてください。	基礎工事の着工日から保証開始となります。 保証期間はお申し込み時に10年間と20年間の選択が可能です。
	地盤保証の限度額はいくらか教えてください。	地盤保証期間を通して最高5000万円までで、対象地盤の修復費用 2,000 万円 /1 事故までとなります。 その他仮住居・転居費用や訴訟対応費用、事故原因究明費用、初期対応費用が含まれており、免責金額や縮小補割合はありません。
	液状化に対する保証はあるか教えてください。	液状化に対応する保証はありません。
	他社の地盤データに対してセカンドオピニオンをしていただくことは可能か教えてください。	住宅技術協議会ではセカンドオピニオンは実施しておりません。
	地盤調査会社や地盤改良会社を探したいのですが、検索サイトなどはあるか教えてください。	住宅技術協議会のホームページで登録地盤会社の検索が可能です。 住宅技術協議会のホームページ内の検索サイトはこちら
	地盤保証のパンフレットの取得方法を教えてください。	ダウンロード用のPDFデータと、郵送用の印刷物を用意しています。 印刷物の郵送を希望される方は資料請求ページより依頼ください。 ダウンロードはこちら 印刷物の資料請求ページはこちら
	住宅以外の物件でも地盤保証は適用できるか教えてください。	住宅以外のいわゆる非住宅物件で、小規模建築物に該当する規模で、構造体として、屋根、壁、基礎、がある物件であれば、地盤保証の適用が可能です。 具体的には、事務所、店舗、公民館、幼稚園、診療所、倉庫、車庫、福祉施設、などです。 該当するかどうか不明な場合は、事前にご相談ください。
	増築物件に地盤保証は適用できるか教えてください。	増築部分の基礎が、既存建物の基礎と縁切りされている場合、増築部分のみ単独で地盤保証の適用が可能です。ご不明な場合は事前にご相談ください。
	ボーリング調査結果のみで地盤保証の適用は可能か教えてください。	地盤保証の適用条件として、建物の不同沈下が発生する可能性の有無を確認するため、少なくとも建物配置の4隅でのSWS調査の実施が必須となりますが、地盤改良工事を行う前提でボーリング調査結果で設計可能な場合は、SWS調査は不要となります。
	敷地内に既存建物の杭（改良体）が残置されている場合、地盤保証は適用できるか教えてください。	残置された杭は、地中障害物扱いとなるため、基本的には全撤去いただく必要があります。ただし、全撤去が不可能な場合は、新規建物基礎下から最低500mm程度の深度まで残置杭の杭頭をカットし、新規建物基礎に完全に干渉しないようにしていただくことで、保証可能な場合もありますので、事前にご相談ください。
	敷地内に既存建物がある状態で実施した地盤調査で、地盤保証は適用できるか教えてください。	地盤保証適用条件として、基本的には、既存建物の解体、宅地造成が終了した更地の状態で実施した地盤調査結果が必要となるため、既存建物がある状態で実施した地盤調査は、事前調査の扱いとし、解体後に本調査を実施いただいております。 ただし、事前調査の状況によっては、本調査が不要と判断できる場合もあるので、ご相談ください。
地盤保証が適用される地盤事故とはどういう事故か教えてください。	地盤に起因して、対象住宅または建物で、3m以上離れた2点間を結ぶ直線の水平面にし、1,000分の3以上の不同沈下が生じた場合、地盤事故として扱います。 ただし、自然災害など、事故の要因がその他の起因する場合は地盤保証が免責となるので、地盤保証約款をよくご確認ください。	
擁壁特約とはどういう特約か教えてください。	特約は、擁壁下部地盤の評価を行うことで、通常地盤保証では対象とならない、擁壁に起因する住宅の不同沈下も保証の対象とする商品です。 「新規擁壁」と「既存擁壁」の2種類のタイプがあり、それぞれ必要資料、保証料金が異なります。 詳細についてお知りになりたい場合は、お問合せの『その他依頼・お問合せ』より連絡ください。 その他依頼・お問合せフォームはこちら	
地盤情報レポートサービスとは何か教えてください。	WEB上で住所を入力するだけで、ボーリング柱状図をはじめ、地質地盤や土地、水、環境など地盤に関する様々な情報を閲覧できるサービスです。	

カテゴリ	Q	A
保証の概要	地盤情報レポートサービスを利用する際の方法や料金を教えてください。	お問合せの『その他依頼・お問合せ』より連絡ください。 その他依頼・お問合せフォームはこちら
申込み関係	地盤保証制度を利用する際、事業者登録が必要か教えてください。その際にかかる費用も教えてください。	事業者の届出が必要です。届出の費用は無料です。 事業者届出が無い方はこちらをご参照ください。 事業者届出に関する資料はこちら
	事業者届出に更新制度はあるか教えてください。	更新制度はありません。
	地盤保証の申込み方法を教えてください。	当社ホームページ最上部の「WEB申込み」ボタンからログイン画面に進み、事業者ごとのユーザーID、パスワードでポータルサイトにログインします。 ログイン後、物件の登録を行い、その登録に続けて地盤保証の商品を申込みます。詳細は操作ガイドをご確認ください。 操作ガイドはこちら
	ポータルサイトログイン用のユーザーID、パスワードを失念したので教えてください。	ログインID・パスワードの再送依頼フォームからお問合せください。 ログインID・パスワードの再送依頼フォームはこちら
	久しぶりにログインしようとユーザーID、パスワードを入力したところログインできません。定期的な変更がされるのですか。	定期的な変更は行わないため、入力に誤りがある可能性があります。 ログインID・パスワードの再送依頼フォームから入手いただくことをおすすめします。 ログインID・パスワードの再送依頼フォームはこちら
	誤ってアップロードしてしまった資料の削除方法を教えてください。	当社で確認の上対処しますので、右上の総合窓口にメールまたは電話でご連絡ください。
	追加書類のアップロード方法を教えてください。	ポータルサイトにログイン後、「地盤保証制度」ボタンをクリック、該当物件を検索し、「書類情報」アイコンよりアップロードください。 
報告書等の確認	報告書や判定書はどこから確認するか教えてください。	ポータルサイトにログイン後、「地盤保証制度」ボタンをクリック、該当物件を検索し、「地盤情報」アイコンより確認できます。 
	「地盤情報」アイコンをクリックしたのに画面が変わらず報告書等が確認できません。どうすればよいか教えてください。	「地盤情報」の画面はポップアップで表示されますが、お使いのブラウザ(Microsoft EdgeやChrome等)の設定でポップアップをブロックしている可能性があります。 お使いのブラウザの設定でポップアップを許可してからご利用ください。
地盤改良関連	地盤改良工事が必要と判定された場合、どのようにすれば保証がつけられるか教えてください。	住宅技術協議会の登録地盤会社で地盤改良工事を行う必要があり、改良工事の確認後に保証書を発行します。 まずは当社ポータルサイトから、登録地盤会社への工事依頼または複数社への一括見積依頼を行ってください。 
	地盤保証が適用できる地盤改良工事はどのような工法があるか教えてください。	一般工法として、表層改良工法、湿式柱状改良工法、小口径鋼管杭工法、があり、これらは、NPO住宅地盤品質協会の設計基準に基づいて設計・施工されていれば地盤保証適用が可能です。 そのほかの工法は、国土交通省大臣認定、建築技術審査証明、建築技術性能証明、などの、公的機関の認定工法で、その工法の設計基準に基づいて設計・施工されていれば地盤保証適用が可能です。 ただし、いずれの工法においても、施工前に一般社団法人住宅技術協議会の設計審査を受けることが条件となります。
	一括見積システムの見積り期限の変更方法を教えてください。	当該物件の一括見積システムの画面をひらき、「見積依頼内容詳細」最下部の「依頼内容」の項目で日付を入力し、「更新」してください。 依頼先の登録地盤会社には通知されないため、続けて登録地盤会社に連絡してください。
	一括見積で提出されなかった工事会社、見積依頼をかけていない会社で施工する場合の手続き方法を教えてください。	「見積確認」ボタンをクリックし、左下の「コンペ不成立」ボタンをクリックしてコンペを不成立にしてください。コンペ不成立後に「地盤情報」ボタンをクリックし、「改良工事会社 担当者情報」の所から施工する工事会社を決定してください。
保証書発行	保証書や約款はどこから確認するか教えてください。	ポータルサイトにログイン後、「地盤保証制度」ボタンをクリック、該当物件を検索し、「地盤保証書」アイコンより確認できます。 

総合窓口	地盤推進室
Tel	03-5405-9650
Mail	jiban@house-gmen.com

カテゴリ	Q	A
変更	住所・施主名を変更したい場合どのようにすればよいか教えてください。	当社ホームページの帳票類ダウンロードページにある「地盤保証取下げ・変更請求書」に必要事項を記入（要会社印）の上、メールで提出してください。 帳票類ダウンロードページはこちら
	地盤保証書の内容を訂正をしたい場合どのようにすればよいか教えてください。	当社ホームページの帳票類ダウンロードページにある「地盤保証取下げ・変更請求書」に必要事項を記入（要会社印）の上、メールで提出してください。 帳票類ダウンロードページはこちら
	地盤調査後に建物の配置に変更が生じる場合、再調査が必要か教えてください。	当該地が平坦地で、調査データにバラつきが無く、隣地との高低差も大きくない場合、概ね1m程度の移動であれば、再調査不要としております。 上記条件に当てはまらない場合は、応相談となりますので当社に連絡ください。
	地盤調査後に盛土が施工される場合、再調査が必要か教えてください。	既存宅地で、地盤が概ね良好な場合、盛土厚が0.5m程度以内であれば、良質な盛土材を使用し、入念な転圧締めを行っていただく条件で、再調査不要としております。 上記条件に当てはまらない場合は、応相談となりますので当社に連絡ください。
再調査	地盤調査の再調査を依頼する方法を教えてください。	ポータルサイト「地盤保証制度（ハウスジーメン取次）」の「基本情報」最下段の再調査登録欄に希望の調査会社、調査費用の請求方法を記入の上、「再調査申込」から依頼ください。
取下げ	申込みした地盤保証の取下げをしたいのですが手続きを教えてください。	当社ホームページの帳票類ダウンロードページにある「地盤保証取下げ・変更請求書」に必要事項を記入（要会社印）の上、メールで提出してください。 ※判定後の取下げは、手数料4,000円(税別)が発生します。予めご了承ください。 帳票類ダウンロードページはこちら